

16 財務会計の概念フレームワーク

17 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正

18 金融商品会計

19 連結会計

20 持分法会計

21 包括利益の表示

22 関連当事者の開示

23 外貨換算会計

24 ストックオプション

25 固定資産の減損

26 棚卸資産の期末評価

27 工事契約

28 退職給付会計

29 資産除去債務

30 税効果会計

基準の必要性

基本的な考え方

「税効果基準」の基本的内容

個別財務諸表における税効果会計

連結財務諸表における税効果会計

税効果額の計上方法及び表示方法

注記事項

31 企業結合

32 事業の買収

33 キャッシュフロー計算書

34 四半期財務諸表 永久差異 ②P258

35 セグメント情報

36 1株当たり当期純利益

37 収益認識

繰延法と資産負債法 ②P260

繰延税金資産の回収可能性 企業の分類
②P266

DTA回収可能性判断の手順 ②P268～

連結税効果については別紙参照

概念セット数 5

☆☆★企業会計と課税所得計算の差異のうち、認識時点の相違により生じるもの2つ		
	期間差異	②P258 会計上と税務上のPLに着目
	一時差異	②P258 会計上と税務上のBSに着目
☆☆★★★税効果会計の必要性2つ		
	税引前利益と税金費用の合理的な対応	②P259 PL面の問題を解決
	将来の法人税等の支払額に対する影響の表示	②P259 BS面の問題を解決
☆☆☆★★★税効果会計の方法		
	繰延法	②P260 期間差異に着目、差異の発生年度に着目
	資産負債法	②P260 一時差異に着目、差異の解消年度に着目
繰延税金資産の回収可能性を判断する際の要件3つ		
	収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得	②P265 一時差異解消時に所得が十分上がってれば、税金の減額効果はあるはずだ。
	タカア シンガ に基づく一時差異等加減算前所得	②P265 一時差異解消時に計画的に含み益を実現できるなら、税金の減額効果はあるはずだ。
	将来加算一時差異	②P265 将来減算一時差異の解消時に将来加算一時差異が多額に解消されれば、税金減額効果あり
子会社への投資の個別上簿価と連結上簿価の差異発生原因 具体例3つ		
	投資後に子会社が計上した損益	②P274 損失なら将来減算一時差異、利益なら将来加算一時差異
	為替換算調整勘定	②P274 マイナスなら将来減算一時差異、プラスなら将来加算一時差異
	のれんの償却	②P274 のれん償却(正ののれん残高減少)なら将来減算、負ののれんなら将来加算一時差異

会計上の収益・費用と税務上の益金・損金の範囲の相違により生じる差異。
例えば、損金不算入の交際費(会計上は費用の範囲に含まれる、税務上は損金の範囲外)
永久差異は税効果会計の対象範囲外であることを短答対策上押さえる。②P262※11

上記記載の内容の他、どの時点の税率を使うか、税率変更の取扱いまで、確認してください。

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、分類1～5に会社を分類することを確認。
会社の収益性に着目したランク付けであることを確認。
分類1は収益性抜群のびかびか会社→税金の前払であるDTAの回収可能性十分
分類5は収益性ゼロどころかマイナスのダメ会社→DTAの回収可能性なし

余裕があったら見てください。

© ㄱ

連結財務諸表における税効果 テキスト読みにくい箇所の補足説明書

1.(2)種類 将来減算一時差異と将来加算一時差異 の説明 ②P270 (計算テキスト⑥P52と同じ設例。)

将来減算一時差異(未実現利益消去)を例に。

差異発生時→連結修正+連結税効果で、連結上の利益は、個別合算より30減少する。

P社	S社	合算	未実現	連結PL	<連結修正仕訳>
税前利益	300	200	500	-50	450
法人税等	-120	-80	-200	20	-180
税引後利益	180	120	300	-30	270

×40%で対応

<計算テキストの説明に沿った表現：差異解消時の網掛け太枠に着目>

一時差異が解消する時に、
連結FSにおける利益750が50減額されることによって当該減額後の利益の額700が
連結会社の個別財務諸表における利益の額700と一致する関係

差異解消時→連結修正+連結税効果で、連結上の利益は、個別合算より30増加する。

P社	S社	合算	未実現	連結PL	<連結修正仕訳>
税前利益	400	300	700	50	750
法人税等	-160	-120	-280	-20	-300
税引後利益	240	180	420	30	450

×40%で対応

<理解しやすいかな、と思われる表現>

差異解消時において、
連結修正仕訳で増額させる利益50は、個別上前期の利益に含められ(課税もされて)
解消時の個別上利益には含められない→その分(50×40%=20)納税額が減額
つまり、差異解消時の税額を減少させているから、将来減算一時差異。

2.(2)減額修正される貸倒引当金 ②P273

P社はS社に対して債権160を有している。P社は貸引80を計上している。

80が税務上の損金算入要件を満たしている場合

<個別>		
貸くり	80	貸引 80
(税効果仕訳なし)		
<連結修正仕訳>		
債務	160	債権 160
貸引	80	貸くり 80
法調	32	DTL 32

80が税務上の損金算入要件を満たしていない場合

<個別>		
貸くり	80	貸引 80
DTA 32 法調 32		
<連結修正仕訳>		
債務	160	債権 160
貸引	80	貸くり 80
法調	32	DTL 32
DTL	32	DTA 32

2.(3)個別F/Sにおいて計上した子会社株式の評価損 ②P273

P社は個別上S社株式に評価損100を計上している

100が税務上の損金算入要件を満たしている場合

<個別>		
評価損	100	子株 100
(税効果仕訳なし)		
<連結修正仕訳>		
子株	100	評価損 100

100が損金算入要件を満たしていない場合

<個別>		
評価損	100	子株 100
DTA 40 法調 40		
<連結修正仕訳>		
子株	100	評価損 100
法調	40	DTL 40
DTL	40	DTA 40

2.(4)子会社に対する投資に係る税効果 ②P274~

子会社への投資の、A.個別上簿価(親会社BS上子会社株式)とB.連結上簿価(子会社資本勘定+のれん残高)の差額を一時差異と捉える。

A>Bの場合 将来減算一時差異(棚卸資産の未実現利益を連結消去したのと同じ)

A<Bの場合 将来加算一時差異(子会社の土地の含み益について評価差額を計上するのと同じ)

この差額が将来解消する時に、親会社の個別上の納税額を増減させる効果を有する場合に、税効果仕訳を行う。

例えば、子会社配当を親会社が受け取るとき、AとBの差額が減少しつつ(差異の解消)、親会社は受取配当金計上→利益増加→利益増加→課税所得増加となりえる。

②P275の表の見方

将来加算一時差異についてはなるべくDTLを計上させようとしている一方、将来減算一時差異についてはなるべくDTAを計上させないようにしている。

DTAは回収可能性が問題となるので、計上要件を厳しくしているぞ、という感覚的理解で、受験対策上はOKだと思います。

